

上海市人民政府关于印发修订后的《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》的通知

沪府规〔2022〕17号

各区人民政府，市政府各委、办、局：

现将修订后的《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》印发给你们，请认真按照执行。

2019年7月市政府印发的《关于本市促进跨国公司地区总部发展的若干意见》（沪府规〔2019〕30号）和《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》（沪府规〔2019〕31号）同时废止。

上海市人民政府  
2022年10月28日

上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定

第一条（目的和依据）

为加快发展更高能级的总部经济，进一步鼓励更多跨国公司在上海设立总部型企业（以下简称“总部企业”），实施“总部增能行动”，并加快推动《关于促进“五型经济”发展的若干意见》（沪委办发〔2022〕6号）落地见效，实现更深层次、更宽领域、更大力度开放，根据《中华人民共和国外商投资法》《中华人民共和国外商投资法实施条例》《上海市外商投资条例》等法律法规，制定本规定。

第二条（定义）

跨国公司地区总部（以下简称“地区总部”），是指在境外注册的母公司在本市设立，以投资或授权管理形式履行一个国家及以上区域范围内投资、管理和服务职能的唯一总机构。跨国公司须以具有独立法人资格的企业组织形式在本市设立地区总部。

跨国公司总部型机构（以下简称“总部型机构”），是指未达到地区总部标准，由境外注册的母公司或外商投资性公司在本市设立的，实际履行一个国家及以上区域范围内投资、管理、营销、结算、支持服务等总部职能的外商投资企业（含分支机构）。

上海市人民政府：改定後の《上海市：多国籍企業地域本部設立奨励に関する規定》

印刷・公布に関する通知

滬府規〔2022〕17号

各区人民政府、市政府各委員会・弁公室・局：

ここに改定後の《上海市：多国籍企業地域本部設立奨励に関する規定》を印刷・公布する。真摯にこれに則り執行されたい。

2019年7月に市政府が印刷・公布した《上海市多国籍企業地域本部の發展促進に関する若干の意見》（滬府規〔2019〕30号）および《上海市：多国籍企業地域本部設立奨励に関する規定》（滬府規〔2019〕31号）は、同時に廃止する。

上海市人民政府  
2022年10月28日

上海市：多国籍企業地域本部設立奨励に関する規定

第一条（目的および根拠）

さらにハイレベルな本部経済への發展を加速させ、さらに多くの多国籍企業による上海への本部型企业（以下、本部企業）の設立を一段と奨励し、「本部機能増強活動」を実施し、併せて《「五型經濟」發展促進に関する若干の意見》（滬委弁發〔2022〕6号）の實現および成果の反映を迅速に推進し、さらに深いレベルで、広い分野において、高度な開放を実現するため、《中華人民共和国外商投資法》《中華人民共和国外商投資法實施條例》《上海市外商投資條例》などの法律・法規に基づき、本規定を制定する。

第二条（定義）

多国籍企業地域本部（以下、地域本部）とは、国外で登記された親会社が当市で設立し、投資あるいは授權による管理形式で一ヶ国以上の区域の範囲内で投資・管理およびサービスの機能を履行する唯一の総機構を指す。多国籍企業は、独立法人資格を有する企業組織の形態により、当市に地域本部を設立しなければならない。

多国籍企業本部型機構（以下、本部型機構）とは、地域本部の基準に達していないが、国外で登記された親会社あるいは外商投資性会社が当市に設立し、一ヶ国以上の区域の範囲内で投資・管理・マーケティング・決済・サポートサービスなどの本部機能を実際に履行する外商投資企業（分支機構を含む）を指す。

跨国公司事业部总部（以下简称“事业部总部”），是指在境外注册的母公司具有以功能、业务、产品、品牌、服务等为依据细分的事业部制组织架构，由其或外商投资性公司在本市设立，以投资或授权管理形式负责事业部在一个国家及以上区域范围内投资、管理和服务职能的唯一总机构。跨国公司须以具有独立法人资格的企业组织形式在本市设立事业部总部。

#### 第三条（适用范围）

在本市范围内设立的地区总部、总部型机构及事业部总部，适用本规定。

#### 第四条（部门职责）

市商务委负责地区总部、总部型机构及事业部总部的认定工作，协调有关部门开展对地区总部、总部型机构及事业部总部的管理服务。

市发展改革委、市经济信息化委、市科委、市教委、市公安局出入境管理局、市财政局、市人力资源社会保障局、市规划资源局、市生态环境局、市住房城乡建设管理委、市卫生健康委、市市场监管局、市税务局、市知识产权局、市药品监管局、市政府外办、上海海关、人民银行上海总部、国家外汇管理局上海市分局、上海银保监局等部门和单位以及临港新片区管委会、虹桥国际中央商务区管委会和各区政府在各自职责范围内，做好对地区总部、总部型机构及事业部总部的服务促进工作。

#### 第五条（认定条件）

申请认定地区总部，应当符合下列条件：

- （一）具有独立法人资格的外商投资企业；
- （二）境外母公司直接或间接持股不低于 50%，母公司资产总额不低于 2 亿美元；
- （三）注册资本不低于 200 万美元；
- （四）基本符合前述条件，并为所在地区经济发展作出突出贡献的，可以酌情考虑认定。

申请认定总部型机构，应当符合下列条件：

多国籍企業事業部本部（以下、事業本部）とは、国外で登記された親会社が機能・業務・製品・ブランド・サービスなどを依拠とする細分化された事業部制の組織構造を有しており、当該親会社あるいは外商投資性会社が当市に設立し、投資あるいは授權による管理形式で事業部の一ヶ国以上の区域の範囲内の投資・管理およびサービスの機能を担う唯一の総機構を指す。多国籍企業は、独立法人資格を有する企業組織の形態により、当市に事業本部を設立しなければならない。

#### 第三条（適用範囲）

当市の範囲内に設立する地域本部・本部型機構および事業本部に本規定を適用する。

#### 第四条（部門の職責）

市商務委員会は、地域本部・本部型機構および事業本部の認定業務の責を負い、関連部門と協力して地域本部・本部型機構および事業本部に対する管理サービスを行う。

市發展改革委員會・市經濟情報化委員會、市科學技術委員會・市教育委員會・市公安局出入国管理局・市財政局・市人力資源社會保障局・市計畫資源局・市生態環境局・市住宅都市農村建設管理委員會・市衛生健康委員會・市市場監督管理局・市稅務局・市知的財產權局・市藥品監督管理局・市政府外事弁公室・上海稅關・人民銀行上海本部・國家外貨管理局上海市分局・上海銀行保險監督管理局などの部門および單位、ならびに臨港新エリア管理委員會・虹橋國際中央ビジネス区管理委員會および各区政府は、各自の職責の範囲内で、地域本部・本部型機構および事業本部に対するサービス促進業務を行う。

#### 第五条（認定条件）

地域本部の認定を申請する場合、以下の条件に合致していなければならない：

- （一）独立法人資格を有する外商投資企業であること；
- （二）国外親会社の直接あるいは間接的な持分支配が 50%を下回らず、親会社の資産総額が 2 億米ドルを下回らないこと；
- （三）登録資本が 200 万米ドルを下回らないこと；
- （四）基本的に前述の条件に合致しており、所在地区の經濟發展に突出した貢獻をしている場合、事情を考慮して認定することができる。

本部型機構の認定を申請する場合、以下の条件に合致していなければならない：

<p>(一) 具有独立法人资格的外商投资企业或其分支机构；</p> <p>(二) 境外母公司直接或间接持股不低于 50%，母公司资产总额不低于 1 亿美元；</p> <p>(三) 注册资本不低于 100 万美元，如以分支机构形式设立的，总公司近 3 年累计拨付的运营资金不低于 100 万美元。</p> <p>申请认定事业部总部，应当符合下列条件：</p> <p>(一) 符合地区总部认定条件的（一）至（三）条；</p> <p>(二) 在本市持续经营 1 年以上，本企业上一年度营业收入占境外母公司事业部营业收入的比例不低于 10%，企业上一年度营业收入不低于 10 亿元人民币。</p> <p>除上述条件外，申报企业须在 3 年内无严重失信行为，或者至申报之日起失信行为已修复。</p> <p>第六条（申请材料）</p> <p>申请认定地区总部、总部型机构及事业部总部，应当提交下列材料：</p> <p>(一) 公司法定代表人签署的申请书（加盖公章）。内容包括：申请企业及其母公司或投资性公司的基本情况；结合企业情况作出符合认定条件的说明；母公司投资管理架构图（含投资关系和股权比例等）；申请认定事业部总部的，还需提供母公司事业部设置情况。</p> <p>(二) 母公司授权签字人签署的地区总部、总部型机构及事业部总部基本职能的授权文件，授权签字人的证明材料。</p> <p>(三) 母公司或投资性公司近一年度审计报告。以事业部形式设立的企业还需提供营业收入的专项审计材料。</p> <p>(四) 被授权管理的境内外企业的营业执照或注册登记证明（复印件）。</p> <p>(五) 总部型机构为分支机构的，还需提供总公司拨付运营资金的证明文件。</p> <p>第七条（申请程序）</p> <p>地区总部、总部型机构及事业部总部的认定，按照下列程序进行：</p>	<p>(一) 独立法人資格を有する外商投資企業あるいはその分支機構であること；</p> <p>(二) 国外親会社の直接あるいは間接的な持分支配が 50%を下回らず、親会社の資産総額が 1 億米ドルを下回らないこと；</p> <p>(三) 登録資本が 100 万米ドルを下回らないこと、分支機構の形態で設立する場合、本社が直近 3 年で支払った累計運営資金が 100 万米ドルを下回らないこと。</p> <p>事業本部の認定を申請する場合、以下の条件に合致していなければならない：</p> <p>(一) 地域本部の認定条件の（一）から（三）条に合致していること；</p> <p>(二) 当市で 1 年以上経営を継続しており、当該企業の前年度の営業収入が国外親会社の事業部の営業収入に占める比率が 10%を下回らず、企業の前年度の営業収入が 10 億人民元を下回らないこと。</p> <p>上述の条件のほか、申請企業は、3 年以内に重大な信用喪失行為がない、あるいは申告日までに信用喪失行為が是正されていなければならない。</p> <p>第六条（申請資料）</p> <p>地域本部・本部型機構および事業本部の認定を申請する場合、以下の資料を提出しなければならない：</p> <p>(一) 会社の法定代表者が署名した申請書（社印を押印）。内容は以下を含む：申請企業、およびその親会社あるいは投資性会社の基本状況；企業の状況を踏まえて作成した認定条件に合致していることの説明；親会社の投資管理構造図（投資関係および持分比率などを含む）；事業本部の認定を申請する場合、さらに親会社の事業部の設置状況も提出しなければならない。</p> <p>(二) 親会社の授権署名者が署名した地域本部・本部型機構および事業本部の基本的機能に関する授権書類、授権署名者の証明書。</p> <p>(三) 親会社あるいは投資性会社の直近一年度の監査報告。事業部の形態で設立する場合、さらに営業収入の特別監査資料も提出しなければならない。</p> <p>(四) 授権管理される国内外の企業の営業許可証あるいは登録登記証明（写し）。</p> <p>(五) 本部型機構が分支機構の場合、さらに本社からの運営資金支払証明文書も提出しなければならない。</p> <p>第七条（申請手順）</p> <p>地域本部・本部型機構および事業本部の認定は、以下の手順に基づき行う：</p>
--	--

<p>(一) 企业可以向注册地所在区商务主管部门、临港新片区管委会、虹桥国际中央商务区管委会提出申请，递交相关材料；</p> <p>(二) 各区商务主管部门、临港新片区管委会、虹桥国际中央商务区管委会在申报材料齐全后 5 个工作日内对申报材料进行初审，并出具初审意见报送市商务委；</p> <p>(三) 市商务委在申报材料齐全后 5 个工作日内完成复审，并作出认定或不予认定的决定。</p> <p><b>第八条（动态评估）</b> 市商务委会同有关部门对已认定的地区总部、总部型机构及事业部总部实行动态评估，结合外商投资企业年度信息报告制度、企业信用信息平台等，对不再满足认定条件的总部企业根据相关规定，取消其总部企业资格。</p> <p><b>第九条（资助和奖励）</b> 符合条件的总部企业按照有关规定，可以申请资助和奖励。资助和奖励的具体实施办法，由有关部门另行制定。</p> <p>各区可以结合实际情况，对经认定的总部企业依据有关规定，给予资助和奖励。</p> <p><b>第十条（资金运作与管理）</b> 人民银行上海总部、国家外汇管理局上海市分局为总部企业设立跨境资金池提供适配服务。符合条件的总部企业可以按照有关规定，通过不同类型跨境资金池在境内外成员企业之间集中开展本外币资金归集、调拨、结算、套保、投资、融资等业务，在跨境资金池框架下便利总部企业的境内外资金运作。高能级总部企业可以按照有关规定开展本外币一体化资金池业务，提升跨国公司跨境资金统筹使用效率，降低企业汇兑风险及财务成本。</p> <p>符合条件的总部企业在办理资本项目外汇收入（包括资本金、外债资金、境外上市调回资金等）及其结汇所得人民币资金的境内支付时，可以凭《资本项目外汇收入支付便利化业务支付命令函》</p>	<p>(一) 企業は、登記所在区の商務主管部門・臨港新エリア管理委員会・虹橋国際中央ビジネス区管理委員会に申請を行い、関連資料を提出することができる；</p> <p>(二) 各区商務主管部門・臨港新エリア管理委員会・虹橋国際中央ビジネス区管理委員会は、申告資料が揃ってから 5 営業日以内に申告資料について一次審査を行い、市商務委員会に対して一次審査意見を作成する；</p> <p>(三) 市商務委員会は、申告資料が揃ってから 5 営業日以内に二次審査を完了させ、併せて認定するか否かの決定を下す。</p> <p><b>第八条（動態評価）</b> 市商務委員会は、関連部門と共同で認定済の地域本部・本部型機構および事業本部に対して動態評価を実行し、外商投資企業年度情報報告制度・企業信用情報プラットフォームなどを踏まえ、認定条件を満たさなくなった本部企業に対して関連規定に基づき、その本部企業の資格を取り消す。</p> <p><b>第九条（資金援助および奨励）</b> 条件に合致する本部企業は、関連規定に基づき、資金援助および奨励を申請することができる。資金援助および奨励の具体的な実施方法は、関連部門が別途制定するものとする。</p> <p>各区は、実情を踏まえて、認定を受けた本部企業に対して関連規定に基づき、資金援助および奨励を与えることができる。</p> <p><b>第十条（資金運用および管理）</b> 人民銀行上海本部・国家外貨管理局上海市分局は、本部企業のクロスボーダープーリング構築に適したサービスを提供する。条件に合致する企業本部は、関連規定に基づき、各種のクロスボーダープーリングを通じて国内外のメンバー企業間で人民元・外貨資金の集約・振替・決済・リスクヘッジ・投資・資金調達などの業務を集中化して行い、クロスボーダープーリングのスキームにおける本部企業の国内外資金の運用を利便化することができる。ハイレベルな本部企業は、関連規定に基づき、人民元・外貨一体化プーリング業務を行い、多国籍企業のクロスボーダー資金の統一計画・使用効率を向上させ、企業の為替リスクおよび財務コストを引き下げることができる。</p> <p>条件に合致する本部企業は、資本項目外貨収入（資本金・外債資金・国外上場後に還流させた資金などを含む）およびその人民元転代り金の国内支払を行う際、《資本項目外貨収入支払利便化業</p>
--	--

<p>直接在符合条件的银行办理，无需事前逐笔提交真实性证明材料。</p> <p>总部企业按照有关规定使用人民币跨境结算的，银行可以在“展业三原则”的基础上，参照优质企业标准，凭《跨境人民币结算收/付款说明》或收付款指令，直接为总部企业办理货物贸易、服务贸易跨境人民币结算，以及资本项目人民币收入（包括外商直接投资资本金、跨境融资及境外上市募集资金调回等）在境内的依法合规使用。</p> <p>第十一条（贸易便利）</p> <p>总部企业开展具有真实贸易背景的新型国际贸易，可以按照有关规定，在银行直接办理相关外汇收支手续，由银行按照国际通行规则，提供便利化跨境金融服务。符合条件的总部企业可以申请纳入离岸贸易“白名单”。</p> <p>总部企业设立国际贸易分拨中心，上海海关、国家外汇管理局上海市分局等部门对其采取便利化的监管措施。符合条件的总部企业可以申请上海市国际贸易分拨中心示范企业评定。</p> <p>总部企业可以按照有关规定，在综合保税区内开展航空航天、船舶、轨道交通、工程机械、数控机床、通讯设备、精密电子、高端医疗设备等产品维修业务，并根据维修商品目录，开展全球维修业务。在确保风险可控前提下，符合条件的总部企业可以在海关特殊监管区域外开展高附加值、高技术含量、符合环保要求的保税维修业务。</p> <p>符合条件的总部企业可以被评定为出口退税一、二类企业。</p> <p>总部企业可以加入上海国际贸易“单一窗口”，获得通关物流动态信息、口岸资讯、金融支持等专属服务。</p>	<p>務支払指図書》により条件に合致する銀行において直接取り扱うことが可能であり、真実性証明資料の事前・一件毎の提出は不要である。</p> <p>本部企業の関連規定に基づく人民元を使用したクロスボーダー決済について、銀行は、「業務実施三原則」を基礎として、優良企業基準を参照のうえ、《クロスボーダー人民元決済代金受取/支払説明》あるいは代金受払指示により、本部企業の国内の法に基づきコンプライアンスに準拠した使用のための貨物貿易・サービス貿易クロスボーダー人民元決済、および資本項目人民元収入（外商直接投資資本金・クロスボーダー融資および国外上場による調達資金の還流などを含む）を直接取り扱うことができる。</p> <p>第十一条（貿易利便化）</p> <p>本部企業は、真実の貿易背景がある新型国際貿易を行う場合、関連規定に基づき、銀行において関連外貨受払手続きを直接行うことができ、銀行は、国際的に通用している規則に基づき、利便的なクロスボーダー金融サービスを提供する。条件に合致する本部企業は、オフショア貿易「ホワイトリスト」への列挙を申請することができる。</p> <p>本部企業は、国際貿易ディストリビューションセンターを設立した場合、上海税関・国家外貨管理局上海市分局などは、当該センターに対して利便的な監督管理措置を講じる。条件に合致する本部企業は、上海市国際貿易ディストリビューションセンター模範企業の評定を申請することができる。</p> <p>本部企業は、関連規定に基づき、総合保税区内で航空宇宙・船舶・軌道交通・重機・NC工作機械・通信設備・精密電子・先進医療設備などの製品のメンテナンス業務を行い、併せてメンテナンス商品目録に基づき、グローバルメンテナンス業務を行うことができる。リスクコントロール可能を保証することを前提に、条件に合致する本部企業は、税関特殊監督管理区域外で高付加価値・ハイテク・環境保護の要求に合致した保税メンテナンス業務を行うことができる。</p> <p>条件に合致する本部企業は、輸出税還付一・二類企業として評定を受けることができる。</p> <p>本部企業は、上海国际貿易「单一窗口」に加入して、通関物流の動態情報・港湾への問い合わせ・金融サポートなどの専属サービスを取得することができる。</p>
---	---

上海海关加强对总部企业的海关信用培育，将符合条件的总部企业优先纳入海关信用培育重点企业名单，优先培育、优先认证，成为高级认证企业后享受 AEO（经认证的经营者）通关便利。根据总部企业最新发展和需求，海关探索集团式、产业链供应链化的海关信用培育认证模式，以贸易便利化为重点，创新监管制度和监管模式，着力提升通关效率，为其进出口货物提供个性化通关便利。

上海海关支持总部企业开展关税保证保险试点。对总部企业试验用进出口材料实施风险评估、分类管理，促进研发试验用材料进出口便利化。

第十二条（科技创新支持）

总部企业可以按照有关规定，申请参与本市研发公共服务平台、众创空间、创新平台等建设，申请承担政府科研项目，与高校、科研院所共同建立专业领域技术创新联合体，并由相关部门提供辅导和帮助。

符合条件的总部企业可以申请加入本市生物医药试点企业和物品“白名单”。总部企业研发用食品、化妆品样品在符合要求前提下，可以享受通关便利化措施。

第十三条（商事登记）

市市场监管局为总部企业开展市场登记“全程网办”，为申领、应用电子营业执照和电子印章提供便利。

第十四条（项目投资）

本市支持总部企业开展项目投资，符合条件的项目可以列入市重大外资项目清单，市、区统筹推进项目准入、规划、用地、环保、用能、建设、进出口、外汇等相关事项，加快项目落地实施；符合相关条件的，给予资金支持。

第十五条（人才引进）

上海税関は、本部企業に対する税関信用教育を強化し、条件に合致する本部企業を優先的に税関信用教育重点企業リストに組み入れ、優先的に教育・認証して、高級認証企業となった後の AEO（認定事業者）としての通関利便性を享受させる。本部企業の最新の発展およびニーズに応じて、税関は、グループ式・産業チェーン/サプライチェーン化した税関信用教育認証モデルを構築し、貿易利便化を重点として、監督管理制度および監督管理モデルを刷新し、通関効率の向上に努め、当該企業の輸出入貨物に差別化した通関上の便宜を図る。

上海税関は、本部企業が関税保証保険試行を行うことを支持する。企業本部のテスト用輸出入材料に対してリスク評価・分類管理を実施し、研究開発テスト用材料の輸出入の利便化を促進する。

第十二条（科学技術イノベーション支援）

本部企業は、関連規定に基づき、当市の研究開発公共サービスプラットフォーム・ハッカースペース・イノベーションプラットフォームなどの構築への参加を申請し、政府科学研究プロジェクトの引き受けを申請し、高等教育機関・科学研究所と専門分野の技術イノベーション連合体を共同で設立することができ、関連部門が指導と援助を提供する。

条件に合致する本部企業は、当市のバイオ医薬試行企業および物品「ホワイトリスト」への加入を申請することができる。本部企業の研究開発用の食品・化粧品サンプルは、要求に合致していることを前提として、通関利便化措置を享受することができる。

第十三条（ビジネス登記）

市市場監督管理局は、本部企業のために市場登記「全フローオンライン手続き」を展開し、電子営業許可証および電子印章の申請・受領・応用に便宜を図る。

第十四条（プロジェクト投資）

当市は、本部企業がプロジェクトへの投資を行うことを支持し、条件に合致するプロジェクトは、重大外資プロジェクトリストへの列挙が可能であり、市・区は、プロジェクトの参入・計画・用地・環境保護・エネルギー使用・建設・輸出入・外貨などの関連事項を統一計画的に推進し、プロジェクトの実現を加速させる；関連条件に合致する場合、資金支援を与える。

第十五条（人材誘致）

<p>总部企业聘雇紧缺急需留学回国人员，符合相关条件可以办理本市户籍，聘雇符合条件的海外人才申请上海市海外人才居住证（B证）可以享受附加分及相关待遇。引进国内优秀人才的，符合相关条件，可以办理本市户籍。</p> <p>总部企业境外专业人才符合相关条件的，可以参与职称申报评审。总部企业贡献突出的高级管理人员可以被相关单位推荐参评白玉兰友谊奖。总部企业可以被相关单位优先推荐申请加入上海市市长国际企业家咨询会议。</p> <p>取得国际专业资质或具有特定国家和地区职业资格的金融、规划、航运等领域专业人才，经相关行业主管部门备案后在总部企业提供服务的，其境外从业经历可以视同国内从业经历（有行业特殊要求的除外）。总部企业中取得永久居留资格的外籍人才领衔承担国家科技计划项目的，可以担任本市新型研发机构法定代表人。</p> <p>对在总部企业工作的外籍高级管理人员，市公安局出入境管理局、市卫生健康委、市人力资源社会保障局等部门在符合相关政策的前提下，为其家属在停居留、医疗服务、申请人才公寓等方面提供便利。符合条件的外籍高级管理人员的外籍子女，可以以国际学生身份申请本地学校就读。</p> <p><b>第十六条（出入境便利）</b> 总部企业符合条件的中国籍人员可以申办亚太经合组织商务旅行卡。对总部企业聘用的中国内地居民，提供商务出境便利。</p> <p>总部企业需要多次临时入境的外籍人员可以按照有关规定，申请办理入境有效期不超过5年，停留期不超过180日的多次签证。对总部企业邀请，因紧急商务需入境的外籍人员，可以按照有关规定，在口岸签证机关申请办理口岸签证入境。</p>	<p>本部企業が招聘した不足かつ至急必要な帰国留学生について、関連条件に合致する場合、当市の戸籍手続きが可能であり、条件に合致する国外人材の招聘について上海市海外人材居住証（B証）を申請して付帯および関連待遇を享受することができる。国内の優秀な人材の引き入れについて、関連条件に合致する場合、当市の戸籍手続きが可能である。</p> <p>本部企業の国外専門人材が関連条件に合致する場合、称号申請評定審査に参加することができる。本部企業の貢献が突出している高級管理人員は、関連単位から白玉蘭友情賞の評定参加の推薦を受けることができる。本部企業は、関連単位から上海市市長国際企業家コンサルティング会議（IBLAC）の加入申請について優先的に推薦を受けることができる。</p> <p>国際専門資質を取得している、あるいは特定の国家および地区の職業資格を有している金融・企画・水上運輸などの分野の専門人材は、関連業種の主管部門への備案後に本部企業においてサービスを提供する場合、その国外の職務経歴を国内の職務経歴と見なすことができる（業種上の特殊な要求がある場合を除く）。本部企業内の永住資格を取得した外国籍人材が筆頭となり国家科学技術プロジェクトを引き受ける場合、当市の新型研究開発機関の法定代表者を務めることができる。</p> <p>本部企業に勤務する外国籍高級管理人員について、市公安局出入国管理局・市衛生健康委員会・市人力资源社会保障局などの部門は、関連政策に合致している前提で、当該人員の家族のために滞在/居留・医療サービス・人材公寓申請などの方面において便宜を図る。条件に合致する外国籍高級管理人員の外国籍子女は、国際学生の身分でローカル校への就学を申請することができる。</p> <p><b>第十六条（出入国の便宜）</b> 本部企業の条件に合致する中国籍人員は、アジア太平洋経済協力（APEC）出張カードを申請することができる。本部企業が雇用する中国本土の居住者に対して、商用目的の出国の便宜を図る。</p> <p>本部企業の複数回臨時入国する必要がある外国籍人員は、関連規定に基づき、入国有効期限が5年を超えず、滞在期間が180日を超えない数次ビザの手続きを申請することができる。本部企業の招聘により、商用目的で緊急に入国する必要がある外国籍人員は、規定に基づき、港湾の査証機関においてポートビザ（訳注：国務院が規定する特殊な理由がある場合、指定を受けた中国国内の</p>
--	---

<p>需要在本市长期居留的总部企业聘雇的外籍人员可以按照规定，申请办理3至5年有效的外国人居留许可。</p> <p>总部企业的外籍高级管理人员按照《外国人在中国永久居留审批管理办法》等相关规定，可以被优先推荐申办在华永久居留。</p> <p>上海海关（出入境检验检疫部门）为总部企业高级管理人员办理健康证明提供绿色通道。</p> <p><b>第十七条（知识产权保护）</b> 总部企业在上海市场具有较高知名度且受侵权假冒情况较多的涉外商标，可以被推荐纳入《上海市重点商标保护名录》。总部企业可以向市知识产权局申请依托跨区域知识产权行政保护协作机制开展异地维权。</p> <p><b>第十八条（服务支持）</b> 各区政府可以结合本区实际情况，制定支持总部企业发展的政策措施，营造有利于总部企业发展的营商环境。</p> <p>本市设立总部企业市、区两级总部服务专员，畅通信息渠道。依托市、区外商投资协会和驻沪商协会等行业组织搭建政企服务沟通平台，定期召开政企圆桌会，及时了解总部企业需求，协调解决总部企业发展中遇到的问题。</p> <p><b>第十九条（参照适用）</b> 香港、澳门、台湾地区的投资者在本市设立地区总部、总部型机构及事业部总部，参照本规定执行。</p> <p><b>第二十条（施行日期和有效期）</b> 本规定自2022年11月1日起施行，有效期至2027年10月31日。</p>	<p>空港等で手続きが可能な査証を指す)による入国手続きを申請することができる。</p> <p>当市に長期居留する必要のある本部企業が招聘した外国籍人員は、規定に基づき、3～5年間有効な外国人居留許可の手続きを申請することができる。</p> <p>本部企業の外国籍高級管理人員は、《外国人中国永住審査批准管理弁法》などの関連規定に基づき、中国永住申請手続きについて優先的な推薦が可能である。</p> <p>上海税関（出入国検査検疫部門）は、本部企業の高級管理人員の健康証明手続きに優先ルートを提供する。</p> <p><b>第十七条（知的財産権の保護）</b> 本部企業が上海の市場で比較的知名度が高く、かつ権利侵害・盗用の状況が比較的多い対外的商標は、《上海市重点商標保護名簿》への列挙の推薦を受けることができる。本部企業は、市知的財産権局に区域を跨いだ知的財産権の行政保護協力メカニズムにより異地において権利保護を行うことができる。</p> <p><b>第十八条（サービス支援）</b> 各区政府は、当区の実情を踏まえて、本部企業の発展を支援する政策措置を制定し、本部企業の発展に資するビジネス環境を構築することができる。</p> <p>当市は、本部企業の市・区両レベルの本部に対するサービス専門職員を設置し、情報ルートを円滑化する。市・区の外商投資協会および在上海商工会議所・協会などの業界組織に頼り、政府－企業サービス交流プラットフォームを構築し、政府－企業ラウンドテーブルを定期的に開催し、適時、本部企業のニーズを把握し、本部企業の発展過程において見舞われる問題の解決に協力する。</p> <p><b>第十九条（参照・適用）</b> 香港・マカオ・台湾地区の投資家が当市において地域本部・本部型機構および事業本部を設立する場合、本規定を参照して執行するものとする。</p> <p><b>第二十条（施行日および有効期限）</b> 本規定は2022年11月1日より施行し、有効期限は2027年10月31日までとする。</p>
--	---